

令和元年流山市議会第3回定例会議案

9月5日招集
流山市

- 4 7 令和元年度流山市一般会計補正予算（第2号）
- 4 8 令和元年度流山市一般会計補正予算（第3号）
- 4 9 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための
関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例の制定について
- 5 0 流山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定
について
- 5 1 流山市会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理等に関
する条例の制定について
- 5 2 流山市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 3 流山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 4 工事請負契約の締結について（流山市新設小学校新築工事）
- 5 5 令和元年度流山市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 5 6 平成30年度流山市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 5 7 流山市保育士修学資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条
例の制定について
- 5 8 流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
- 5 9 令和元年度流山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 6 0 令和元年度流山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 6 1 平成30年度流山市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につ
いて
- 6 2 平成30年度流山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に
ついて
- 6 3 流山市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 4 令和元年度流山市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- 6 5 平成30年度流山市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定
について
- 6 6 平成30年度流山市水道事業会計決算認定について

- 6 7 平成 3 0 年度流山市下水道事業会計決算認定について
- 6 8 平成 3 0 年度流山市一般会計歳入歳出決算認定について

- 1 4 平成 3 0 年度健全化判断比率について
- 1 5 平成 3 0 年度資金不足比率について
- 1 6 専決処分の報告について
- 1 7 専決処分の報告について

議案第 49 号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための
関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例の制定について

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係
法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別
紙のとおり制定する。

令和元年9月5日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るた
めの関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）の
施行に伴い、同法の改正の対象である法律の規定を引用する条
例について条文を整理するためである。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための
関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例

（流山市職員の給与に関する条例の一部改正）

第 1 条 流山市職員の給与に関する条例（昭和 26 年流山市条例第 5
号）の一部を次のように改正する。

第 19 条第 1 項中「、若しくは法第 16 条第 1 号に該当して法第 28
条第 4 項の規定により失職し」を削り、同条第 4 項中「、若しくは失
職し」を削る。

第 19 条の 2 第 2 号中「（法第 16 条第 1 号に該当して失職した職
員を除く。）」を削る。

第 20 条第 1 項中「、若しくは法第 16 条第 1 号に該当して法第 28
条第 4 項の規定により失職し」を削り、同条第 2 項第 1 号中「、若し
くは失職し」を削る。

第 22 条第 6 項中「、若しくは法第 16 条第 1 号に該当して法第 28
条第 4 項の規定により失職し」を削る。

（流山市職員旅費に関する条例の一部改正）

第 2 条 流山市職員旅費に関する条例（昭和 26 年流山市条例第 11
号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「（同法第 16 条第 1 号の規定に該当し、失職した
場合を除く。）」を削る。

（職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正）

第 3 条 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和 30 年流
山市条例第 59 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「第 16 条第 2 号」を「第 16 条第 1 号」に改める。

（流山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部改正）

第 4 条 流山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例（平成 26 年流山市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 24 条第 2 項第 2 号中「第 34 条の 20 第 1 項第 4 号」を「第 34
条の 20 第 1 項第 3 号」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、令和元年１２月１４日から施行する。ただし、第４条の規定は、公布の日から施行し、令和元年６月１４日から適用する。
(流山市職員の給与に関する条例の一部改正に係る経過措置)
- 2 前項本文に規定するこの条例の施行の日前に成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第３７号）第４４条の規定による改正前の地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第１６条第１号に該当して同法第２８条第４項の規定により失職した職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、第１条の規定による改正後の流山市職員の給与に関する条例第１９条第１項及び第４項、第１９条の２第２号（同条例第２０条第５項及び第２２条第７項において準用する場合を含む。）、第２０条第１項及び第２項第１号並びに第２２条第６項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第 50 号

流山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定
について

流山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を別紙のと
おり制定する。

令和元年9月5日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成
29年法律第29号）の施行に伴い、会計年度任用職員の給与
及び費用弁償に関し必要な事項を定めるためである。

流山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項及び第204条第3項、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項並びに地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項の規定において準用する地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償について定めることを目的とする。

(会計年度任用職員の給与)

第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として採用された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあっては、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び期末手当をいい、同項第1号に掲げる職員として採用された会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあっては、報酬及び期末手当をいう。

2 給与は、他の条例に規定する場合のほか、現金で支払わなければならない。ただし、会計年度任用職員から申出があったときは、口座振替の方法により支払うことができる。

3 公務について生じた費用の弁償は、給与には含まれない。

(フルタイム会計年度任用職員の給料)

第3条 フルタイム会計年度任用職員の給料は、その職務の内容と責任に応じ、常勤の職員の給与との権衡等を考慮して、月額292,100円を超えない範囲内で規則で定める。

(フルタイム会計年度任用職員の給料の支給)

第4条 流山市職員の給与に関する条例（昭和26年流山市条例第5号。以下「給与条例」という。）第7条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第4項中「勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条に規定する週休日」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」と読み替えるものとする。

（フルタイム会計年度任用職員の地域手当）

第5条 給与条例第10条の2の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

（フルタイム会計年度任用職員の通勤手当）

第6条 給与条例第11条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

（フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当）

第7条 給与条例第14条第1項、第3項及び第4項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第1項中「正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この条において「正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員」と読み替えるものとする。

（フルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当）

第8条 給与条例第15条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「、正規の勤務時間」とあるのは、「、当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間」と読み替えるものとする。

（フルタイム会計年度任用職員の夜間勤務手当）

第9条 給与条例第16条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「正規の勤務時間」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間」と読み替えるものとする。

（フルタイム会計年度任用職員の給料の端数処理）

第10条 第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額並びに第7条の規定により準用する給与条例第14条、第8条の規定により準用する給与条例第15条及び第9条の規定により準用する給与条例第16条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に49銭以下の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

（フルタイム会計年度任用職員の期末手当）

第 1 1 条 給与条例第 1 9 条から第 1 9 条の 3 までの規定は、任期の定めが 6 か月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 任期の定めが 6 か月に満たないフルタイム会計年度任用職員の一会計年度内における会計年度任用職員としての任期（任命権者（法第 6 条第 1 項に規定する任命権者をいう。以下同じ。）を同じくするものに限る。次項及び第 2 1 条において同じ。）の定め合計が 6 か月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが 6 か月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6 月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6 か月未満のものに限る。）の定めと前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が 6 か月以上に至ったときは、第 1 項の任期の定めが 6 か月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

（フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当）

第 1 2 条 フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、手当の額及びその支給方法は、流山市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 5 2 年流山市条例第 9 号。以下「特殊勤務手当条例」という。）の定めるところによる。

（フルタイム会計年度任用職員の勤務 1 時間当たりの給与額）

第 1 3 条 第 7 条の規定により準用する給与条例第 1 4 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項、第 8 条の規定により準用する給与条例第 1 5 条及び第 9 条の規定により準用する給与条例第 1 6 条並びに次条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に 1 2 を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた 1 週間当たりの勤務時間に 5 2 を乗じたもので除して得た額とする。

（フルタイム会計年度任用職員の給与の減額）

第 1 4 条 フルタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除くほか、その勤務しない 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給与額を

減額する。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬）

第 15 条 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた 1 週間当たりの勤務時間を職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年流山市条例第 7 号。以下「勤務時間条例」という。）第 2 条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。）とする。

2 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を 21 で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた 1 日当たりの勤務時間を 7.75 で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 時間で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を 162.75 で除して得た額とする。

4 前 3 項の「基準月額」とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員の 1 週間当たりの通常の勤務時間が勤務時間条例第 2 条第 1 項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第 3 条の規定を適用して得た額に、100 分の 7.3 を乗じて得た額を加算した額とする。

（パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬）

第 16 条 特殊勤務手当条例第 2 条に規定する特殊勤務手当の区分に係る業務に従事することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、特殊勤務手当条例の例により計算して得た額の報酬を支給する。

（パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬）

第 17 条 当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員に対して、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、時間外勤務に係る報酬を支給する。

2 時間外勤務に係る報酬の額は、勤務 1 時間につき、第 23 条に規定する勤務 1 時間当たりの報酬額に 100 分の 125（その勤務が午後

10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額とする。ただし、パートタイム会計年度任用職員の勤務時間の合計が勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間を超えない場合のこの項の規定の適用については、「100分の125(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)」とあるのは、「100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)」とする。

(パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬)

第18条 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。)による休日等及び勤務時間条例第9条の年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、フルタイム会計年度任用職員の例により報酬を支給する。この場合において、勤務1時間当たりの報酬の額については、第23条に規定する勤務1時間当たりの報酬額によるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務に係る報酬)

第19条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、フルタイム会計年度任用職員の例により報酬を支給する。この場合において、勤務1時間当たりの報酬の額については、第23条に規定する勤務1時間当たりの報酬額によるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の端数処理)

第20条 第15条第3項の規定により時間額で報酬を支給する場合において、1か月の報酬額(第25条の規定により準用する給与条例第7条の2の規定により給与の一部を控除して支給する場合には控除した残額)に100円未満の端数を生じたときは、49円以下の端数を切り捨て、50円以上の端数を100円に切り上げるものとする。

2 第24条に規定する勤務1時間当たりの報酬額及び第17条から前条までの規定により勤務1時間につき支給する報酬の額を算定する場合において、当該額に49銭以下の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り

上げるものとする。

（パートタイム会計年度任用職員に対する期末手当）

第21条 給与条例第19条から第19条の3までの規定は、任期の定めが6か月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ないものとして市長が規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第19条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第5項第3号において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して市長が規則で定める額を除く。）の1か月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 任期の定めが6か月に満たないパートタイム会計年度任用職員の一会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定めが6か月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6か月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期の定め（6か月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6か月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6か月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給）

第22条 報酬は、月の1日から末日までを計算期間とし、市長が規則で定める期日に支給する。

2 日額又は時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する。

- 3 月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、職員となった日から退職した日までの報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの報酬を支給する。
- 4 前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の1日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の現日数から当該パートタイム会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額)

第23条 パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 月額による報酬 第15条第1項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから市長が規則で定める時間を減じたもので除して得た額
- (2) 日額による報酬 第15条第2項の規定により計算して得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額
- (3) 時間額による報酬 第15条第3項の規定により計算して得た額
- (パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額)

第24条 月額又は日額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

(会計年度任用職員の給与からの控除)

第25条 給与条例第7条の2の規定は、会計年度任用職員について準用する。

(市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与)

第26条 第2条から前条の規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し、市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、常勤の職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、任命権者が別に定めるものとする。

（パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償）

第 27 条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第 11 条第 1 項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、同条第 2 項から第 8 項までの規定の例により、通勤に係る費用を弁償する。ただし、勤務時間条例第 3 条第 2 項に定める勤務時間の割り振りにより勤務すべき日が週 4 日以内である場合は、通勤区分及び当該勤務すべき日数に応じて規則で定めるところにより支給する。

（パートタイム会計年度任用職員に対する公務のための旅行に係る費用弁償）

第 28 条 パートタイム会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用を弁償する。

2 旅行に係る費用弁償の額は、流山市職員旅費に関する条例（昭和 26 年流山市条例第 11 号）の例による。この場合において、パートタイム会計年度任用職員の職務は給与条例第 4 条第 1 項に規定する行政職給料表における 2 級以下に相当するものとする。

（委任）

第 29 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（令和 2 年 6 月に支給する期末手当に係る在職期間の特例）

2 この条例の施行の日の前日において、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 29 号）による改正前の法（以下「改正前の法」という。）第 3 条第 3 項第 3 号に規定する特別職として任用されていた者、改正前の法第 17 条第 1 項の規定により一般職の非常勤職員として任用されていた者及び改正前の法第 22 条第 5 項の規定による臨時的任用を行われていた者（期末手当の支給対象であるものに限る。）に係る令和元年 12 月 2 日から当該日までの引き続いた当該職としての在職期間については、第 11 条及び第 21 条において準用する給与条例第 19 条第 2 項に規定する在職期間に通算する。

（流山市職員の給与に関する条例の一部改正）

3 流山市職員の給与に関する条例（昭和 26 年流山市条例第 5 号）の

一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 中「職員で、」の次に「流山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年流山市条例第 号）第 1 条及び」を加える。

（流山市職員旅費に関する条例の一部改正）

- 4 流山市職員旅費に関する条例（昭和 26 年流山市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 第 1 項第 1 号中「第 1 条の 2」の次に「及び地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号」を加える。

（流山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 5 流山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 14 年流山市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とする。

第 7 条を削り、第 6 条を第 7 条とし、第 5 条を第 6 条とし、第 4 条の 2 を第 5 条とする。

第 8 条第 1 項中「別表第 5」を「別表第 4」に改める。

第 9 条第 1 項中「教育委員会委員等にあつては、」及び「、相談員等にあつては、その月の勤務すべき日数を」を削る。

別表第 2 中「第 5 条関係」を「第 6 条関係」に改め、別表第 3 中「第 6 条関係」を「第 7 条関係」に改める。

別表第 4 を削る。

別表第 5 スクールカウンセラーの項、消費生活相談員の項、地域職業相談員の項及び国際交流員の項を削り、同表を別表第 4 とする。

議案第 51 号

流山市会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について

流山市会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理等に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年9月5日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の施行に伴う会計年度任用職員制度の導入に当たり、関係条例の整理等を行うためである。

流山市会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理等に関する条例

(職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第1条 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(昭和28年流山市条例第48号)の一部を次のように改正する。

第1条中「地方公務員法(昭和25年法律第261号)」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)」に改める。

第3条を次のように改める。

(減給の効果)

第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、給料(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額(流山市職員の給与に関する条例(昭和26年流山市条例第5号)第11条に規定する通勤手当に相当する通勤に係る費用、同条例第12条に規定する特殊勤務手当に相当する額、同条例第14条に規定する時間外勤務手当に相当する額、同条例第15条に規定する休日勤務手当に相当する額及び同条例第16条に規定する夜間勤務手当に相当する額を除く。))の10分の1以下を減ずるものとする。

(職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和30年流山市条例第59号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第2項の規定により任命権者が定める任期の範囲内」とする。

(流山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第3条 流山市職員の育児休業等に関する条例(平成4年流山市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「している職員」の次に「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下次条において「会計年度任用職員」という。)を除く。)」を加える。

第 8 条中「した職員」の次に「（会計年度任用職員を除く。）」を加える。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正）

第 4 条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成 9 年流山市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 3 号中「第 22 条第 1 項」を「第 22 条」に改める。

（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第 5 条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成 13 年流山市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 3 号中「第 22 条第 1 項」を「第 22 条」に改める。

（流山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第 6 条 流山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年流山市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条各号列記以外の部分中「職を占める職員」の次に「及び同法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員」を加える。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 52 号

流山市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
流山市職員定数条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年9月5日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 消防機関の職員の定数を増やし、消防体制の強化を図ること
により、安心・安全なまちづくりに寄与するためである。

流山市職員定数条例の一部を改正する条例

流山市職員定数条例（昭和４１年流山市条例第３７号）の一部を次のように改正する。

第２条第７号中「２００人」を「２２２人」に改める。

附 則

この条例は、令和２年４月１日から施行する。

議案第 53 号

流山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

流山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年9月5日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 流山市いじめ対策調査会が行う、いじめの重大事態への対応
には、多大な労力を必要とすることから、その労力に見合う報
酬を設定し、同調査会の委員及び同委員の質を確保するためで
ある。

流山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例

流山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
(平成14年流山市条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表第2中教育支援委員会委員の項の次に次のように加える。

いじめ対策調査会委員	日額 24,800円
------------	------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 54 号

工事請負契約の締結について
市は、次の工事請負契約を締結する。

令和元年9月5日提出

流山市長 井崎 義治

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の名称 | 流山市新設小学校新築工事 |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契約の金額 | 5,208,500,000円
(消費税及び地方消費税を含む。) |
| 4 | 契約の相手方 | 千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目9番1号
スターツ幕張ビル1209号室
松井建設株式会社 東関東営業所
所長 大野 伴緒 |

参考資料

流山市新設小学校新築工事

1 工事場所 流山市大畔316番1ほか

2 概要

(1) 工事概要 新設小学校新築工事に係る建築工事、電気設備工事及び機械設備工事

(2) 構造・規模

ア 敷地面積 21,129平方メートル

イ 建築面積 5,588平方メートル

ウ 延べ面積 12,419平方メートル

(3) 棟別詳細

ア 校舎棟

木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造 地上3階建て

延べ面積 9,013平方メートル

イ 屋内運動場

木造・鉄筋コンクリート造 地上1階建て

延べ面積 1,247平方メートル

ウ プール棟

鉄筋コンクリート造 地下1階地上2階建て

延べ面積 2,159平方メートル

3 工期 議会の議決の日の翌日から令和3年2月28日まで

4 設計 東京都新宿区西新宿二丁目1番1号
株式会社日本設計

5 施工 千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目9番1号
スターツ幕張ビル1209号室
松井建設株式会社 東関東営業所

6 工 事 費 5, 2 0 8, 5 0 0, 0 0 0 円

(消費税及び地方消費税を含む。)

入札金額 4, 7 3 5, 0 0 0, 0 0 0 円 (税抜)

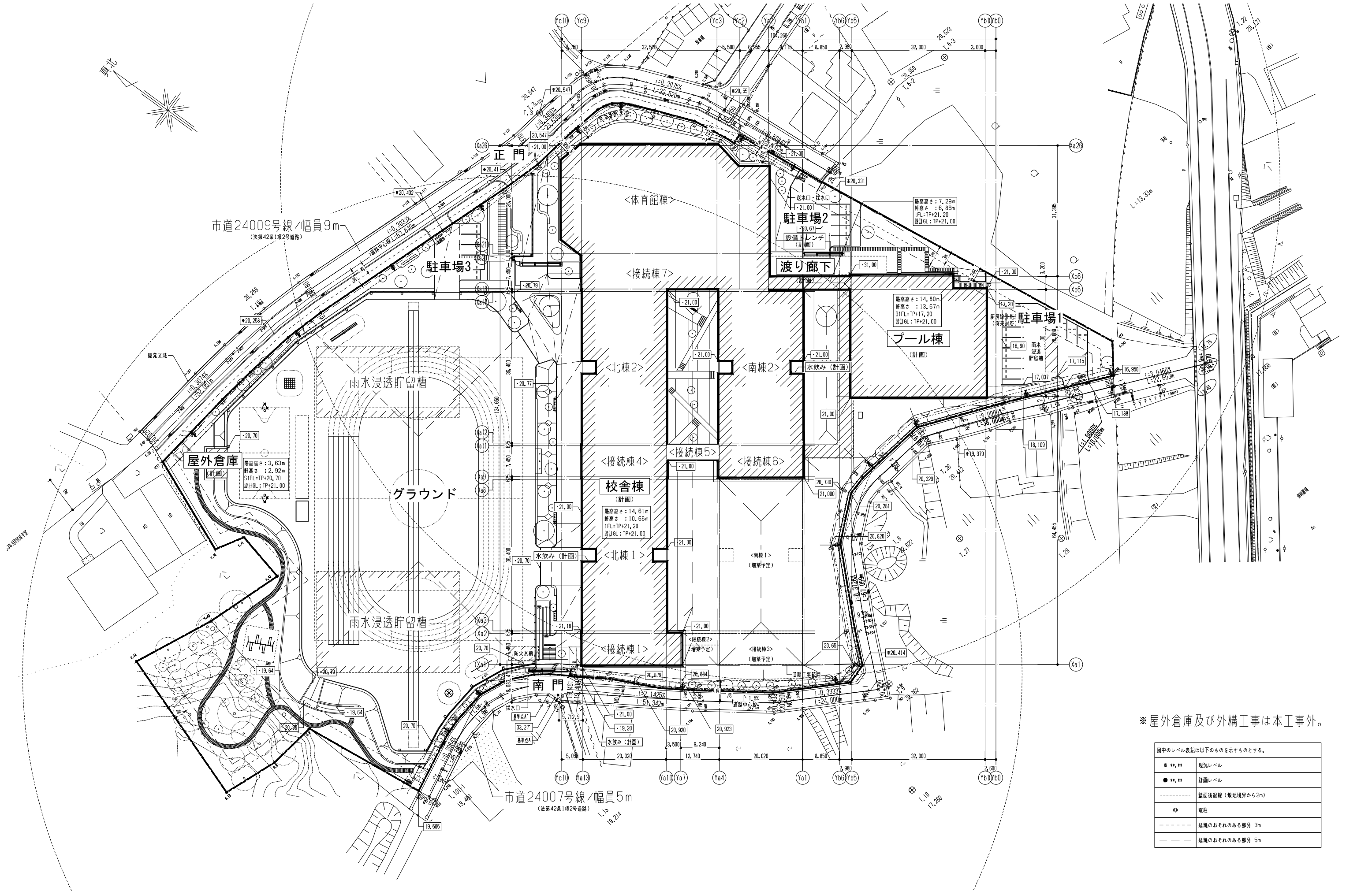
請負代金額 5, 2 0 8, 5 0 0, 0 0 0 円 (税込) 《消費税率 1 0 %》

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 (4 7 3, 5 0 0, 0 0 0 円)

業 者 経 歴 表

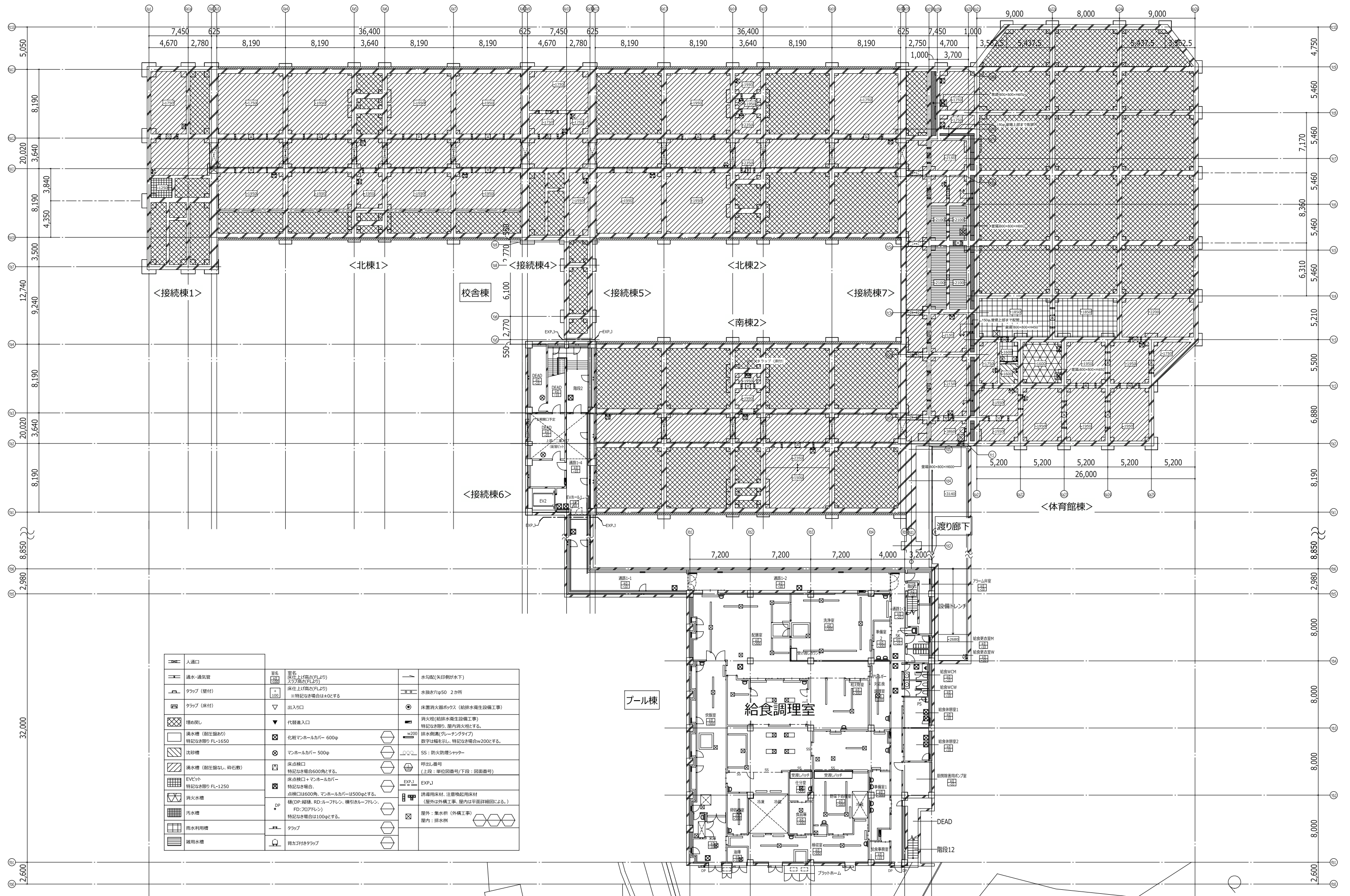
会 社 名	松井建設株式会社			
自 己 資 本 額	37,787,432千円（資本金額 4,000,000千円）			
所 在 地	本 社	東京都中央区新川一丁目17番22号		
	営 業 所 等	千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目9番1号スターズ幕張ビル1209号室		
許 可 年 月 日 及 び 番 号	平成27年3月25日 国土交通大臣許可(特-26)第3354号	建築工事業 土木工事業 とび・土工工事業 大工工事業 屋根工事業 石工事業 電気工事業 管工事業 鋼構造物工事業 舗装工事業 しゅんせつ工事業 内装仕上工事業 造園工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 水道施設工事業		
	平成28年10月6日 国土交通大臣許可(特-28)第3354号	左官工事業 板金工事業 塗装工事業 熱絶縁工事業 解体工事業 鉄筋工事業 ガラス工事業 防水工事業 建具工事業		
営 業 種 目	建築工事業、土木工事業等			
代 表 者	代表取締役 松井 隆弘			
過去2か年の年間平均完成工事高 (単位：千円)	区 分	官 公 庁	民 間	合 計
	平成30年3月期	11,852,560	78,554,296	90,406,856
	平成31年3月期	11,124,948	77,625,434	88,750,382
	平 均	11,488,754	78,089,865	89,578,619
過去の主な工事経歴	工 事 名	H28（仮称）本郷地区新小学校建設工事（H28-H29）		
	発 注 者	茨城県稲敷郡阿見町		
	工事金額	3,018,600,000円		
	工 期	平成28年8月23日～平成29年11月30日		
	受注形態	元請		
	工 事 名	平成27年度 鳴瀬第二中学校(鳴瀬未来中学校)災害復旧工事（建築工事）		
	発 注 者	宮城県東松島市		
	工事金額	2,340,223,920円		
	工 期	平成27年12月15日～平成29年10月31日		
	受注形態	元請		
	工 事 名	国際法務総合センター（仮称）B工区新営（建築）工事		
	発 注 者	法務省大臣官房		
	工事金額	5,159,607,657円		
	工 期	平成26年11月25日～平成29年6月30日		
	受注形態	元請		

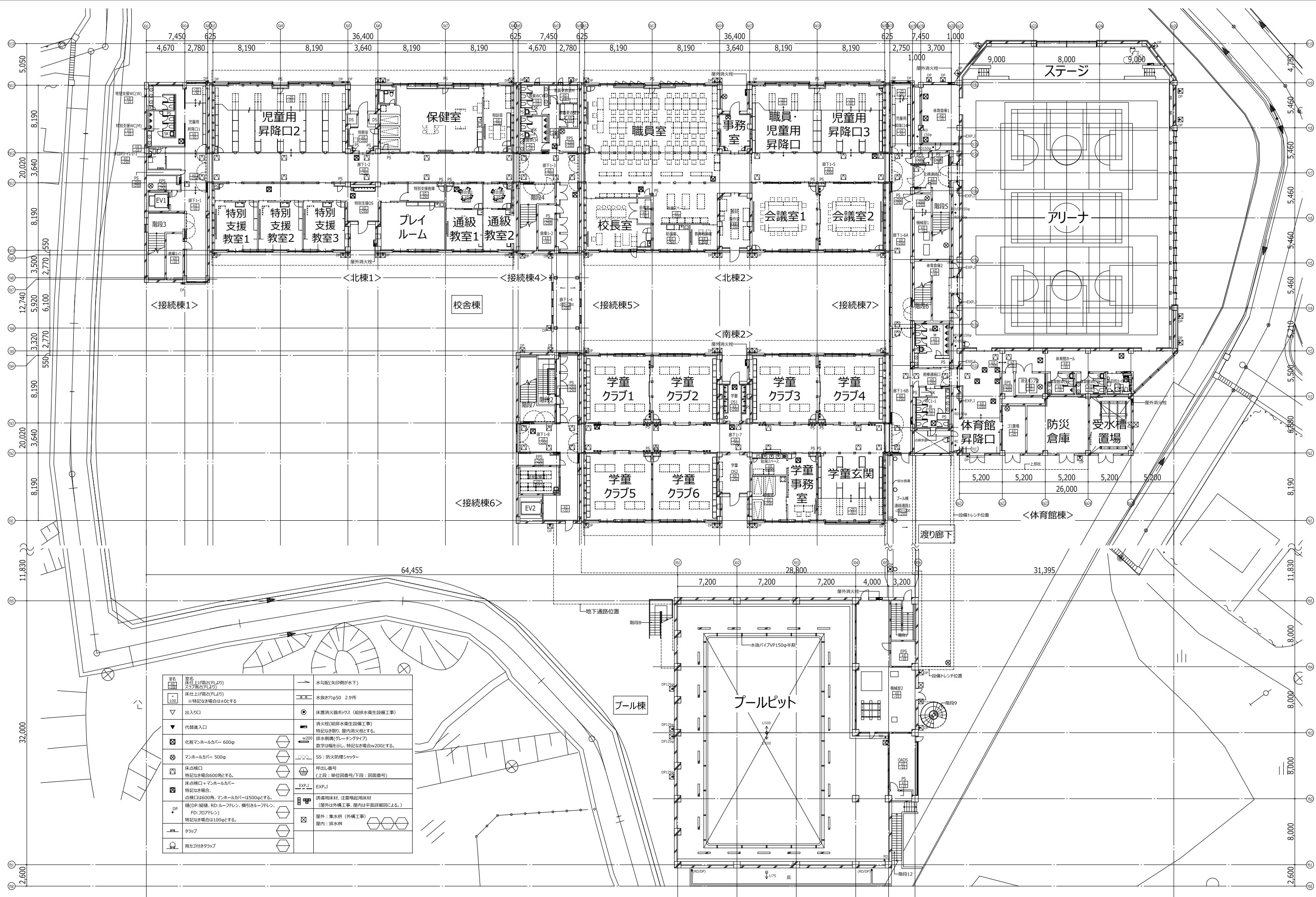




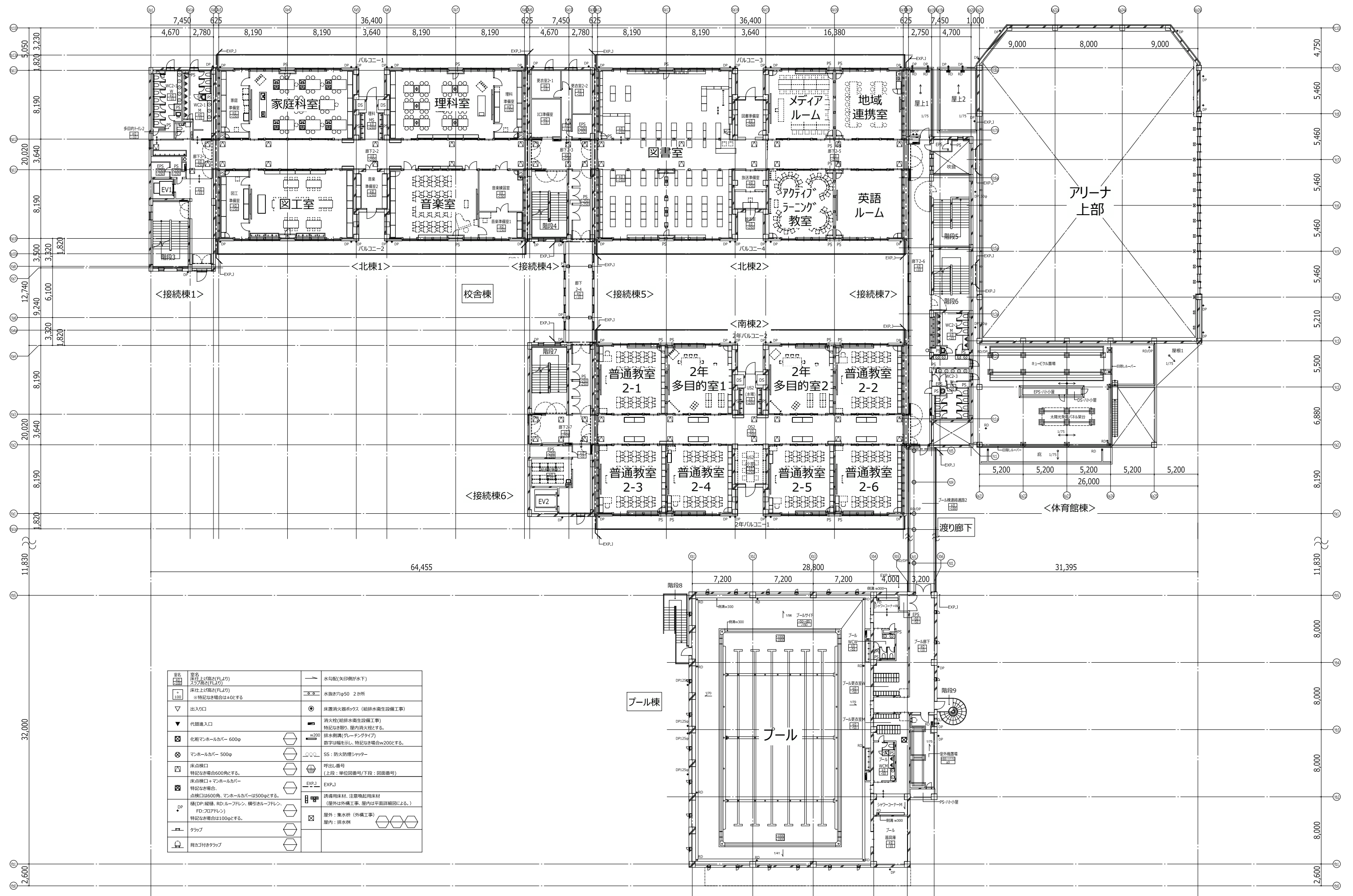
※屋外倉庫及び外構工事は本工事外。

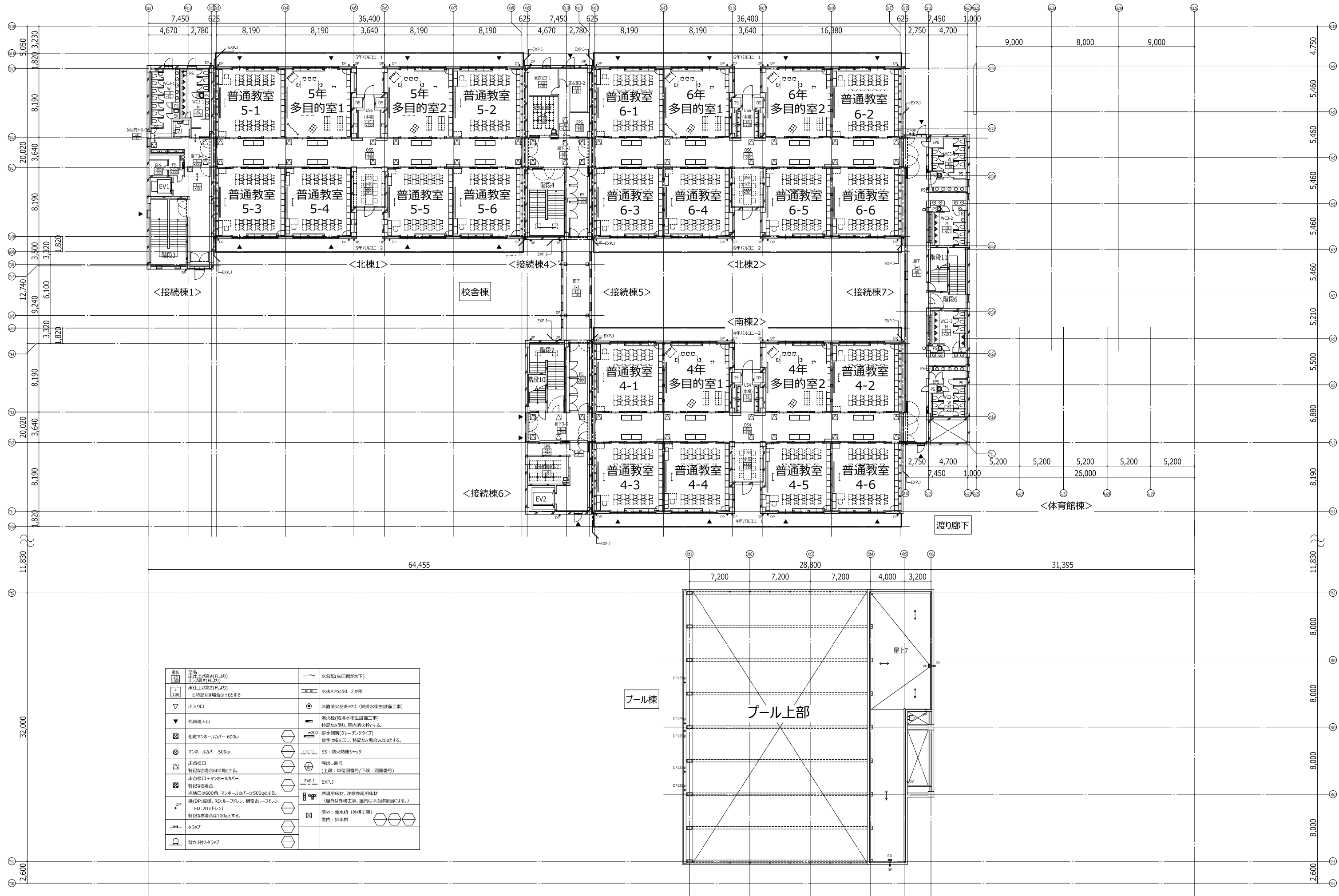
図中のレベル表記は以下のものを示すものとする。	
● XX.XX	現況レベル
● XX.XX	計画レベル
-----	壁面後退線（敷地境界から2m）
◎	電柱
-----	延焼のおそれのある部分 3m
-----	延焼のおそれのある部分 5m





室名 □ 100	室名 床仕上げ高さ(FLより) スラブ高さ(FLより) 床仕上げ高さ(FLより) ※特記なき場合は±0とする	→ 水勾配(矢印側が水下)
▽ 100	出入口	→ 水抜き7q50 2カ所
▽ 100	代替出入口	● 床置消火器ボックス (給排水衛生設備工事)
⊗	化粧マンホールカバー 600φ	消火栓(給排水衛生設備工事) 特記なき限り、屋内消火栓とする。
⊗	マンホールカバー 500φ	排水側溝(グレーチングタイプ) 数字は幅を示し、特記なき場合はw200とする。
⊗	床点検口 特記なき場合は600角とする。	SS: 防火防煙シャッター
⊗	床点検口 + マンホールカバー 特記なき場合。	呼出し番号 (上段: 単位図番号/下段: 図面番号)
⊗	点検口は600角、マンホールカバーは500φとする。	EXP.J EXP.J
DP	横(DP:縦樋、RD:ルーフドレン、横引きルーフドレン、 FD:フロッアドレン) 特記なき場合は100φとする。	誘導用床材、注意喚起用床材 (屋外は外構工事、屋内は平面詳細図による。)
⊗	タラップ	屋外: 集水枘 (外構工事) 屋内: 排水枘
⊗	荷カゴ付きタラップ	

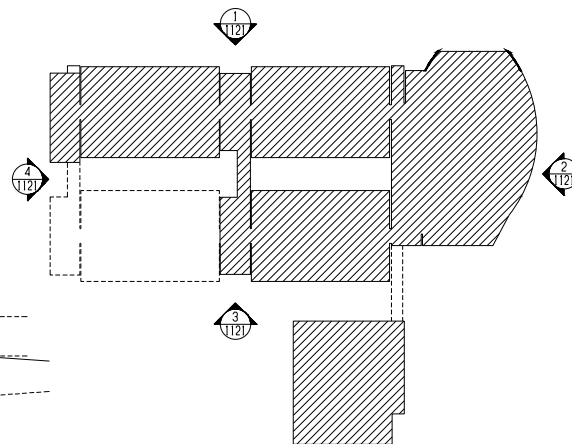
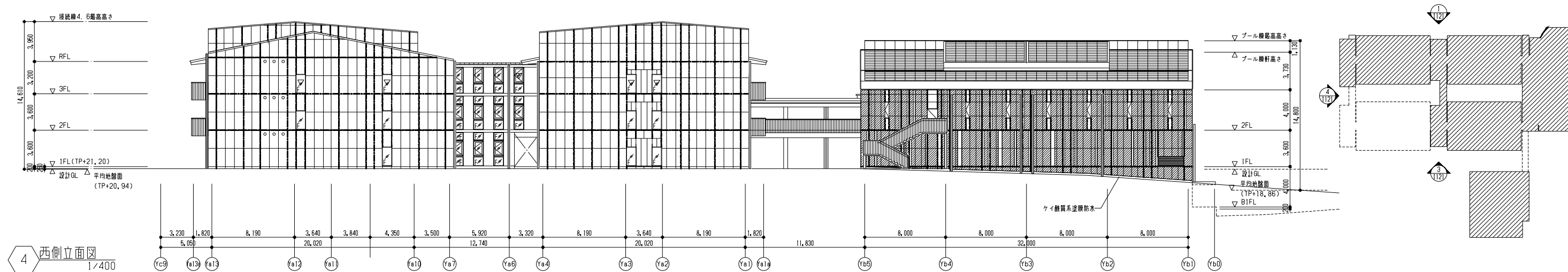
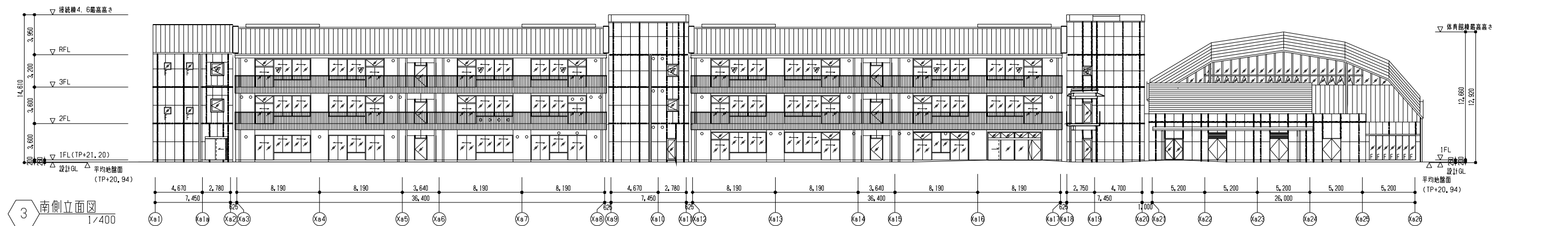
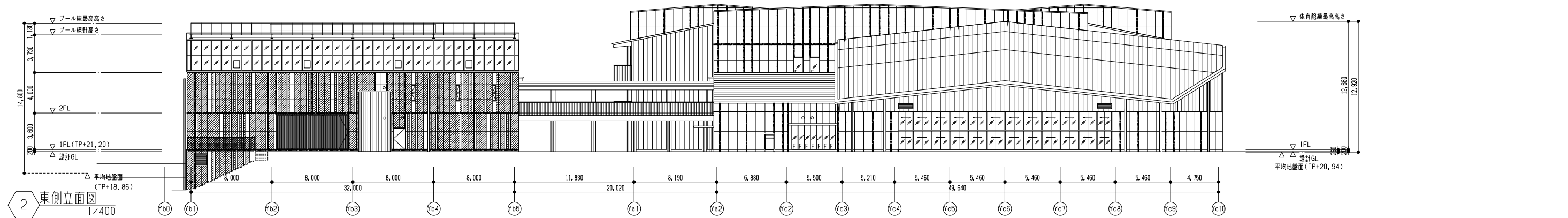
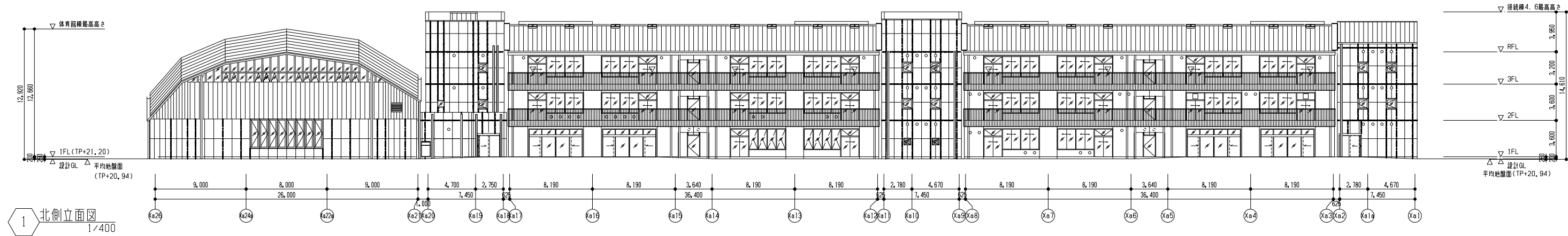




室名 □ 100	室名 床仕上げ高さ(FLより) スラブ高さ(FLより) ※特記なき場合は±0とする	→	水勾配(矢印側が水下)
▽	出入り口	→	水抜き7q50 2か所
▽	代替出入口	→	床置消火器ボックス (給排水衛生設備工事)
☒	化粧マンホールカバー 600q	→	消火栓(給排水衛生設備工事) 特記なき限り、屋内消火栓とする。
☒	マンホールカバー 500q	→	排水側溝(グレーチングタイプ) 数字は幅を示し、特記なき場合w200とする。
☒	床点検口 特記なき場合600角とする。	→	SS: 防火防煙シャッター
☒	床点検口 + マンホールカバー 特記なき場合、 点検口は600角、マンホールカバーは500qとする。	→	呼び出し番号 (上段: 単位図番号/下段: 図面番号)
DP	横(DP:縦樋、RD:ルーフドレン、横引きルーフドレン、 FD:フロッアドレン) 特記なき場合は100qとする。	EXP.J	誘導用床材、注意喚起用床材 (屋外は外構工事、屋内は平面詳細図による。)
タラップ		EXP.J	屋外: 集水枘 (外構工事) 屋内: 排水枘
→	荷カゴ付きタラップ	→	

プール棟

プール上部



議案第 56 号

平成30年度流山市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度流山市介護保険特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年9月5日提出

流山市長 井 崎 義 治

議案第 57 号

流山市保育士修学資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例の制定について

流山市保育士修学資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年9月5日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 流山市保育士修学資金の貸付けに関する条例の有効期間を平成32年3月31日から令和5年3月31日に延長するとともに、貸付けの対象者が従事することを希望できる事業所の範囲に小規模保育事業所及び幼保連携型認定こども園を追加するためである。

流山市保育士修学資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例

流山市保育士修学資金の貸付けに関する条例（平成２６年流山市条例第３号）の一部を次のように改正する。

本則中「私立保育所」を「私立保育所等」に改める。

第２条に次の１号を加える。

- （３）私立保育所等 国及び地方公共団体以外の者が、児童福祉法第３５条第４項の規定により認可を得て設置する保育所、同法第３４条の１５第２項の規定により認可を得て同法第６条の３第１０項に規定する小規模保育事業を行う事業所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号）第１７条第１項の規定により認可を得て設置する同法第２条第７項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。

第３条第２号中「平成２９年から平成３２年まで」を「令和２年から令和５年まで」に改める。

附則第３項中「平成３２年３月３１日」を「令和５年３月３１日」に改める。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- ２ この条例による改正後の流山市保育士修学資金の貸付けに関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の修学資金の貸付決定に係る修学資金の貸付けについて適用し、同日前の修学資金の貸付決定に係る修学資金の貸付けについては、なお従前の例による。

議案第 58 号

流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
を別紙のとおり制定する。

令和元年9月5日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 流山小学校区に流山小学校区第3おおぞら学童クラブを設置
するためである。

流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例（平成２３年流山市条例第１５号）の一部を次のように改正する。

第３条の表中

「

流山小学校区第２おおぞら 学童クラブ	流山市流山４丁目４１０番地の ２
-----------------------	---------------------

」

を

「

流山小学校区第２おおぞら 学童クラブ	流山市流山４丁目４１０番地の ２
流山小学校区第３おおぞら 学童クラブ	流山市流山９丁目５００番地の ４３

」

に改める。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、令和２年４月１日から施行する。ただし、次項及び附則第３項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- ２ この条例による改正後の流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）に基づく学童クラブに係る指定管理者の指定に関する手続及び指定管理者が学童クラブの管理を行うための準備行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。
- ３ 改正後の条例に基づく学童クラブの入所等のための申請、許可その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

議案第 61 号

平成30年度流山市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度流山市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年9月5日提出

流山市長 井 崎 義 治

議案第 62 号

平成30年度流山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度流山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年9月5日提出

流山市長 井 崎 義 治

議案第 63 号

流山市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
流山市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年9月5日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令（平成31年
政令第152号）による改正後の住民基本台帳法施行令（昭和
42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏による
印鑑登録及びコンビニエンスストアでの印鑑登録証明書の交付
を可能とするためである。

流山市印鑑条例の一部を改正する条例

流山市印鑑条例（昭和５６年流山市条例第２５号）の一部を次のように改正する。

第５条第２項第３号を次のように改める。

- （３）氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和４２年政令第２９２号）第３０条の１３に規定する旧氏をいう。以下同じ。）の記録がされている場合にあっては、氏名及び当該旧氏、外国人住民（住民基本台帳法第３０条の４５の外国人住民をいう。以下同じ。）に係る住民票に通称（住民基本台帳法施行令第３０条の１６第１項の通称をいう。以下同じ。）の記録がされている場合にあっては、氏名及び当該通称）

第６条第２項第１号中「若しくは」を「、旧氏若しくは」に改め、同項第２号中「氏名」の次に「、旧氏」を加える。

第１２条第２項第２号中「若しくは」を「（氏に変更があった者にあっては、住民票に記録がされている旧氏を含む。）若しくは」に改める。

第１４条第１項第１号を次のように改める。

- （１）氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記録がされている場合にあっては、氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記録がされている場合にあっては、氏名及び当該通称）

第１９条を第２０条とし、第１６条から第１８条までを１条ずつ繰り下げ、第１５条の次に次の１条を加える。

（多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請等）

第１６条 前条の規定にかかわらず、登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第７項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成１４年法律第１５３号）第２２条第７項の規定により同条第１項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を利用して、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成１５年総務省令第１２０号）第４２条第２項に規定する暗証番号を多機能端末機（市の電子情報処理組織と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機であって、印鑑登録

証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。)に
入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受
けることができる。

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。ただし、第19条を
第20条とし、第16条から第18条までを1条ずつ繰り下げ、第15
条の次に1条を加える改正規定は、令和2年2月3日から施行する。

議案第 65 号

平成30年度流山市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度流山市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年9月5日提出

流山市長 井 崎 義 治

議案第 66 号

平成30年度流山市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成30年度流山市水道事業会計決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年9月5日提出

流山市長 井 崎 義 治

議案第 67 号

平成30年度流山市下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成30年度流山市下水道事業会計決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年9月5日提出

流山市長 井 崎 義 治

議案第 68 号

平成30年度流山市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度流山市一般会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年9月5日提出

流山市長 井 崎 義 治

報告第 14 号

平成30年度健全化判断比率について

平成30年度流山市の健全化判断比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、別冊監査委員の意見を付けて報告する。

令和元年9月5日報告

流山市長 井 崎 義 治

平成 3 0 年度健全化判断比率

(単位：％)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	2 . 5	2 7 . 1

報告第 15 号

平成30年度資金不足比率について

平成30年度流山市の公営企業会計に係る資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、別冊監査委員の意見を付けて報告する。

令和元年9月5日報告

流山市長 井 崎 義 治

平成 3 0 年度公営企業会計に係る資金不足比率

(単位：％)

流山市土地区画整理事業特別会計	流山市水道事業会計	流山市下水道事業会計
—	—	—

報告第 16 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年9月5日報告

流山市長 井崎 義治

報告理由 公用車の物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するためである。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による専決処分事項の指定について（昭和 54 年流山市議会議決）の 1 及び 2 の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年 6 月 6 日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 事 件 名 | 環境部環境政策課の職員が事務連絡の用務のため公用車（市が賃借している自動車）を車庫から出す際、右斜め前方に停車していた車両を回避するため切返しによる出庫を試みたところ、車庫の雨どい部分に車両が接触したことによる物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 平成 31 年 1 月 28 日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市平和台 1 丁目 1 番地の 1
（流山市役所敷地内） |
| 4 | 相 手 方 | 千葉県千葉市美浜区中瀬 2 丁目 6 番地 1
株式会社日産フィナンシャルサービス |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 令和元年 6 月 6 日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 79,526 円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による専決処分事項の指定について（昭和 54 年流山市議会議決）の 1 及び 2 の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年 6 月 28 日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 事 件 名 | 流山市立鰯ヶ崎小学校の職員が、同校敷地内において公用車（市が賃借している自動車）を方向転換しようとした際、同校敷地内の樹木に接触したことによる当該公用車の物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 平成 31 年 4 月 4 日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市鰯ヶ崎 7 番地の 1
（流山市立鰯ヶ崎小学校敷地内） |
| 4 | 相 手 方 | 千葉県千葉市美浜区新港 57 番地
株式会社トヨタレンタリース千葉 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 令和元年 6 月 28 日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 36,720 円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による専決処分事項の指定について（昭和 54 年流山市議会議決）の 1 及び 2 の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年 6 月 28 日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 事 件 名 | 流山市立おおたかの森小学校の職員が公務から帰校した際、同校敷地内において公用車（市が賃借している自動車）を駐車しようとしたところ、同校敷地内に設置されている常夜灯に接触したことによる当該公用車の物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 平成 31 年 4 月 11 日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市おおたかの森西二丁目 13 番地の 1
（流山市立おおたかの森小学校敷地内） |
| 4 | 相 手 方 | 千葉県千葉市美浜区新港 57 番地
株式会社トヨタレンタリース千葉 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 令和元年 6 月 28 日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 10,800 円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による専決処分事項の指定について（昭和 54 年流山市議会議決）の 1 及び 2 の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年 6 月 28 日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 事 件 名 | 流山市立南流山小学校の職員が公務のため、公用車（市が賃借している自動車）で流山市役所を訪れた際、敷地内の縁石に接触したことによる当該公用車の物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 平成 31 年 4 月 12 日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市平和台 1 丁目 1 番地の 1
（流山市役所敷地内） |
| 4 | 相 手 方 | 千葉県千葉市美浜区新港 57 番地
株式会社トヨタレンタリース千葉 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 令和元年 6 月 28 日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 11,880 円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定による専決処分事項の指定について（昭和５４年流山市議会議決）の１及び２の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年７月１日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 事 件 名 | 健康福祉部社会福祉課の職員が公用車を運転中、
T字路交差点にて右折しようとした際、前方左
側から走行してきた相手方車両と接触したこと
による物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 平成３１年２月５日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市大字下花輪２０８番５地先 |
| 4 | 相 手 方 | 車両所有者 兵庫県神戸市中央区栄町通
6丁目１番２１号
株式会社神明ロジスティクス
車両運転者 兵庫県神戸市在住者 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 令和元年７月１日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額１９６，６２５円のうち、
１７６，９６３円を市が負担する。
市の損害額３５，３１６円のうち、
３，５３２円を相手方が負担する。
双方の責任額を差し引き、その差額である
１７３，４３１円を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | １７６，９６３円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による専決処分事項の指定について（昭和 54 年流山市議会議決）の 1 及び 2 の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年 7 月 16 日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 事 件 名 | 財政部財政調整課の職員が、流山市役所公用車駐車場内において、バックで駐車する際、車両の背面が柱に取り付けてある消火器に接触したことによる当該公用車の物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 令和元年 5 月 29 日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市平和台 2 丁目 1 番地
（流山市役所公用車駐車場内） |
| 4 | 相 手 方 | 東京都港区西新橋一丁目 3 番 1 号
日立キャピタルオートリース株式会社 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 令和元年 7 月 16 日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 107,784 円 |

報告第 17 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年9月5日報告

流山市長 井 崎 義 治

報告理由 流山市保健センター駐車場に設置されている側溝のグレーチングが相手方の車両の通過時に跳ね上がり、当該車両の右側下部を破損させたことによる物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するためである。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による専決処分事項の指定について（昭和 54 年流山市議会議決）の 1 及び 2 の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年 6 月 10 日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 事 件 名 | 流山市平日夜間・休日診療所の当日担当医が流山市保健センター駐車場に車を駐車しようとしたところ、当該駐車場に設置されている側溝のグレーチングが当該車両の通過時に跳ね上がり、当該車両の右側下部を破損させたことによる物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 平成 31 年 3 月 5 日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市西初石 4 丁目 1 4 3 3 番地の 1
（流山市保健センター駐車場敷地内） |
| 4 | 相 手 方 | 流山市南流山 2 丁目 2 4 番地の 4
医療法人社団紀信会 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 令和元年 6 月 10 日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 970,596 円 |